

税制改正と中小企業 ～ポイントの解説～

税理法人トラスト 公認会計士・税理士 足立 好幸



足立 好幸 (あだち よしゆき) 氏



●PROFILE

新日本監査法人にて、監査・上場支援等に従事した後、税理士法人トラストを設立、社員に就任する。税理士法人トラストでは、上場企業から中小企業まで幅広く会計・税務のコンサルティング業務に従事。また、近年では、グループ企業の組織再編、M&A、持株会社化のコンサルティングに多く関与し、ファンドによる上場会社のMBO等、ファンド関連のM&A税務・会計にも関与している。

2008年度の税制改正は中小企業にどのような影響を与えるだろうか。その主要項目とポイントについて解説する。(執筆時点で税制改正法案が成立していないが、同法案をもとに解説する。なお、適用時期等については法案成立後に確認が必要である。)

1 試験研究費の税額控除の拡充 ～最大で法人税額の30%に～

現行の試験研究費の増加分に対する税額控除率の上乗せ措置を改め、法人税額の10%相当額を限度として次のいずれかを選択適用できる制度を創設する(適用時期は2008年4月1日から2010年3月31日までの間に開始する各事業年度)。

- ① 試験研究費の額が比較試験研究費(過去3年実績の平均)の額を超え、かつ、基準試験研究費(過去2年実績のうち多い金額)の額を超える場合、比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額
- ② 試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合、その超える部分の金額に〔(売上高試験研究費比率-10%)×0.2〕を乗じた金額

2 情報基盤強化税制の見直し ～対象設備等の追加と適用基準額の引き下げ～

現行の情報基盤強化税制について、①対象設備等に部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを追加、②取得価額の合計額の最低限度を現行の300万円から70万円に引き下げる(資本金の額等が1億円以下の法人等)等の改正を行う。また、適用期限は2年延長され、2010年3月31日までの取得・供用が対象となる。

3 人材投資促進税制の見直し ～総額に対する税額控除方式へ～

人材投資促進税制について、現行の教育訓練費の増加額に対する税額控除方式から、労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率(8~12%)を乗じた金額を税額控除できる方式に改める。また、適用対象法人を中小企業者等に限定した。

4 減価償却制度(機械装置の資産区分と耐用年数)の見直し

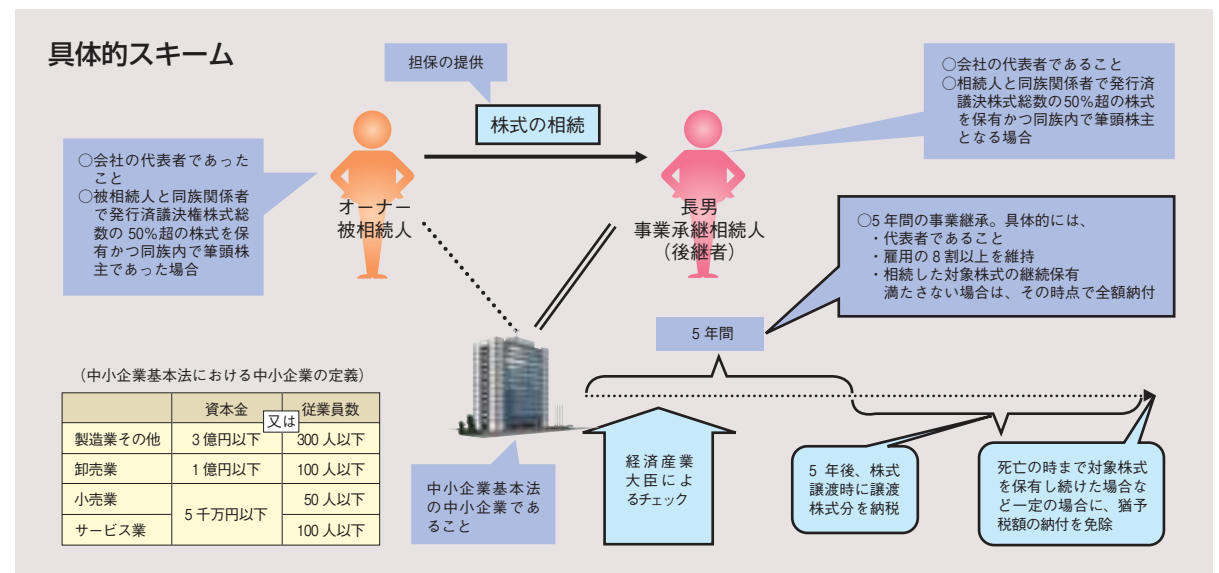
法定耐用年数について、機械装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行う。この改正により耐用年数が変更となるものがあるが、既存の減価償却資産を含め、2008年4月1日以後開始する事業年度から適用される。

5 新事業承継税制 ～非上場株式の相続税80%の納税猶予制度～

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(案)」の制定を踏まえ、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設される。この制度は2009年度税制改正において創設されるが、事業承継に悩めるオーナーにとって極めて重要な改正であるため、その骨子を以下に記載する(図表参照)。

この新税制は、事業承継相続人について、相続等により取得した非上場株式(発行済議決権株式の総数等の3分の2まで)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する制度である。この制度が適用される会社は中小企業法の中小企業であり、対象となる事業承継相続人や被相続人は会社の代表者かつ筆頭株主であり、会社の発行済株式等の50%超を保有する等の要件が必要となる。

また、この制度はあくまで「猶予」であるが、事業承継相続人が対象株式等を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には猶予税額が免除される。但し、①事業承継相続人が5年の間に代表者でなくなる等、事業を継続していないと認められる場合や、②株式等を譲渡等した場合には猶予期間に対応する利子税を含めて猶予税額を納付する必要がある。適用は上記法案の施行日(2008年10月1日予定)以後の相続等に遡及適用される予定である。この制度により中小企業の事業承継における相続税負担が大幅に軽減されることが期待される。



(参考) 中小企業庁資料